㈢　被災施設借換債

被災施設借換債については、旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構資金も含む。）の使用によって取得した財産の全部又は一部が焼失又は滅失した場合に繰上償還しようとする未償還地方債を対象とするものとする。

㈣　国の予算等貸付金債

国の予算等貸付金債については、国の予算から貸し付けられる貸付金を対象とするものとする。

２の２　東日本大震災に関連する事業分（緊急防災・減災事業）

地方債（東日本大震災に関連する事業分（緊急防災・減災事業））の協議に当たっては、次に掲げる事業区分を協議の単位とし、それぞれに定める事業等を対象とするものとする（ただし、㈠の⑴及び㈡に掲げる事業については、平成23年度一般会計補正予算により追加された全国防災対策費に係る事業及び平成24年度東日本大震災復興特別会計予算における全国防災対策費に係る事業に係るものに限る。）。

㈠　一般会計債

⑴　公営住宅建設事業

公営住宅建設事業については、１の㈠の⑵ア及びイに掲げる事業を対象とするものとする（ただし、地方公共団体が実施するものに限る。）。

⑵　緊急防災・減災事業

緊急防災・減災事業については、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業として、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）等により確保される財源により実施する次に掲げる事業を対象とするものとする（ただし、財政融資資金又は地方公共団体金融機構資金を充てるものに限る。）。

ア　緊急防災・減災事業（補助・直轄）

平成23年度一般会計補正予算により追加された全国防災対策費に係る事業及び平成24年度東日本大震災復興特別会計予算における全国防災対策費に係る事業（公営住宅建設事業及び公営企業会計負担分を除く。）

イ　緊急防災・減災事業（単独）

住民の避難、行政・社会機能の維持及び災害に強いまちづくりに資する地方単独事業

㈡　公営企業債

⑴　公営企業債については、水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業・ガス事業、港湾整備事業、病院事業・介護サービス事業、市場事業・と畜場事業、地域開発事業、下水道事業及び観光その他事業を事業区分とし、それぞれ１の㈡の⑴から⑽までに定める事業を対象とするものとする。

⑵　公営企業に準ずる事業を行う地方公共団体の出資に係る法人のうち地方公共団体が主導的に設立したもの又は公立大学法人（附属病院に係るものに限る。）に対する出資金、貸付金及び補助金並びに公営企業型地方独立行政法人に対する貸付金及び出資金について起債を行う場合の取扱いについては、１の㈡の⑾に定める取扱いを準用する。

⑶　公営企業に附帯する事業について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。

三　簡易協議手続に関する事項

１　簡易協議

⑴　基本的事項

地方債の協議に関する手続については、協議・同意事務の円滑化、簡素化等の観点から、地方債計画の事業区分ごとの地方公共団体の起債予定額の総額等に基づき、別に定めるところにより、事前に総務大臣が都道府県及び地方自治法第252条の19第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）ごとに通知する同意予定額（市町村分にあっては、これに基づき都道府県知事が通知する市町村ごとの同意予定額）の範囲内で行われる協議については、原則として、協議内容に即し速やかに同意を行うものとする。

これを簡易協議手続といい、都道府県及び指定都市分にあっては、あらかじめ総務大臣が都道府県及び指定都市ごとに同意予定額を事業区分に応じて定めて通知し、当該都道府県及び指定都市が通知された同意予定額の範囲内において各事業別の充当額を定めて総務大臣に協議し、総務大臣は、通知した額の範囲内で協議されたものについては、原則として協議内容に即して同意する方法をいう。

また、市町村分にあっては、総務大臣が各市町村の属する都道府県ごとに同意予定額を事業区分に応じて定めて通知し、当該都道府県知事は通知された同意予定額の範囲内において各市町村ごとに同意予定額を定めて通知し、各市町村の通知された額の範囲内で都道府県知事が総務大臣に協議の上、同意する方法をいう。

⑵　簡易協議の対象

二の１の㈠から㈣まで、㈥及び㈦、二の２の１の㈠及び㈡の⑴から⑶まで並びに二の２の２の㈠及び㈡に掲げる事業区分を原則として簡易協議手続の対象とするものとする。

⑶　簡易協議の対象とならない地方債

⑵以外の地方債については、起債ごとに、個別に協議を行うものとする。

２　早期協議

民間等資金債の上半期発行等のために早期同意が必要なものについては、別に定めるところにより、早期協議・同意を行うものとする。

第三　許可団体に係る許可基準

一　健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合等

１　健全化判断比率（健全化法第３条第１項に規定する健全化判断比率をいう。以下同じ。）のいずれかが早期健全化基準（健全化法第２条第５号に規定する早期健全化基準をいう。以下同じ。）以上である地方公共団体及び健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となることが見込まれる地方公共団体（当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体及び健全化令第10条第１項の規定に該当することにより財政健全化計画を定めることを要しない地方公共団体を除く。以下「早期健全化基準以上団体」という。）にあっては、原則として、財政健全化計画の策定後に許可を行うものとする。

２　早期健全化基準以上団体の地方債の許可基準

⑴　財政健全化計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている地方公共団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。

⑵　財政健全化計画の内容に問題がある又は実施が着実に行われていない地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。また、健全化法第７条第１項の規定による勧告を受けた地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

３　「七　資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等」及び「八　その他資金不足等により許可を要する場合」に係る許可基準は、早期健全化基準以上団体が経営する公営企業に係る許可基準について準用する。ただし、原則として、１による財政健全化計画の策定後に許可を行うものとする。

二　その他実質赤字により許可を要する場合

１　実質赤字解消計画の策定

地財法第５条の４第１項第１号に掲げる地方公共団体のうち、早期健全化基準以上団体以外の地方公共団体（以下「実質赤字解消計画策定団体」という。）は、実質収支の赤字額（以下「実質赤字」という。）の解消を図るための計画（以下「実質赤字解消計画」という。）を策定するものとする。